集会施設整備のための
ガイドブック

【要綱・様式集】

２０１５年5月

町 田 市

町田市町内会・自治会集会施設整備事業

補助金交付要綱
取　扱　基　準

○町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱

平成２０年９月１日

施行

市民部市民協働推進課

改正　２０１０年４月１日

２０１１年４月１日

２０１４年４月１日

注　２００８年１２月以降の改正沿革のみ登載

第１　目的

この要綱は、単一の町内会・自治会又は複数の町内会・自治会で構成する団体が管理及び運営を行う集会施設（町内会・自治会の円滑な運営と会員相互の親睦を深めるための施設をいう。以下同じ。）の整備に要する経費の一部を補助することにより、広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを目的とする。

第２　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　太陽光発電システム　一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けた太陽電池モジュールを使用した発電システム又はこれと同等と認められる発電システムであって、建物の屋根等に設置するもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）第８条第６号イに掲げる基準に適合しているものに限る。）をいう。

（２）　蓄電池システム　一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の補助の対象として認定を受けた定置用リチウムイオン蓄電池をいう。

第３　補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げるものとする。

（１）　町内会・自治会（町田市町内会・自治会補助金交付要綱（１９８１年４月１日適用）に定める補助対象団体をいう。）

（２）　複数の町内会・自治会で構成する団体（複数の町内会・自治会で組織を構成し、集会施設の整備及び管理運営を継続的に行うことができる団体をいう。）

第４　補助対象事業

１　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）　新築工事（延べ面積が１０平方メートル以上２５０平方メートル以下の集会施設を新たに造る工事をいう。以下同じ。）

（２）　増築工事（既存の集会施設の延べ面積を増やす工事（増築後の延べ面積が２５０平方メートルを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

（３）　改築工事（既存の集会施設の一部の位置、規模、構造及び用途が著しく異ならないものを改めて造る工事をいう。以下同じ。）

（４）　模様替工事（既存の集会施設の一部の性能及び品質を向上させるために、造り替える工事をいう。以下同じ。）

（５）　修繕工事（既存の集会施設の一部の性能及び品質を回復させるために、ほぼ同じ材料を用いて従前の状態に造り替える工事をいう。以下同じ。）

（６）　改修工事（模様替工事及び修繕工事を同時に行う工事をいう。以下同じ。）

（７）太陽光発電関連設備設置工事（集会施設に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する工事をいう。以下同じ。）

（８）　維持管理計画書作成（集会施設の現況調査及び図面確認によって、必要な修繕の時期及び予算額を明らかにした長期間の計画書の作成をいう。以下同じ。）

２　前項第１号から第７号までに掲げる工事は、原則として第４に規定する補助対

象経費の総額が３００，０００円以上の場合に限り、補助事業とする。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を中規模集会施設の改装工事について、木造の建物にあっては、建築後１０年、それ以外の建物にあっては、建築後１５年を経過していなければ補助の対象としない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

４　この要綱により前項の工事に係る補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付を受けた日後、新築工事にあっては１０年、増築工事、改築工事、模様替工事、修繕工事及び改修工事にあっては５年を経過していなければ、新たな補助の対象としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

５　第１項第７号及び第８号の補助事業は、原則として１集会施設当たり、１回限りとする。

第５　補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

（１）　新築工事及び増築工事　設計監理費、建築工事費、アドバイザー費、地耐力調査費及び備品購入費

（２）　改築工事、模様替工事、修繕工事及び改修工事　設計監理費、建築工事費及びアドバイザー費

（３）　太陽光発電関連設備設置工事　太陽光発電システム設置工事費及び蓄電池システム設置工事費

（４）　維持管理計画書作成　調査費及び作成費

第６　補助金の交付額

補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（１）　太陽光発電関連設備設置工事以外の工事　補助対象経費の４分の３の額（他

の同種の補助金等の交付を受けるときは、補助対象経費の実支出額から当該他の同種の補助金等の交付額を差し引いた額の４分の３の額）と次に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とを比較していずれか少ない方の額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ア　新築工事及び増築工事　１平方メートル当たり１５０，０００円（鉄筋コンクリート造及び鉄骨造にあっては１８７，５００円）に延べ面積（増築工事にあっては、当該増築する部分に限る。）を乗じて得た額

イ　改築工事、模様替工事、修繕工事及び改修工事　１平方メートル当たり３０，０００円に延べ面積を乗じて得た額

ウ　維持管理計画書作成　１００，０００円

（２）　太陽光発電関連設備設置工事　次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額

ア　太陽光発電システム　当該システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力を１キロワットで除した数（当該除した数に小数点以下第２位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に２５，０００円を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）と１５０，０００円とを比較して、いずれか少ない方の額

イ　蓄電池システム　１台につき５０，０００円

第７　事業計画の事前承認

補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、補助事業に係る事業計画の承認を受けなければならない。ただし、第４第１項第８号に掲げる補助事業にあっては、この限りでない。

第８　補助金の交付申請

第７の規定により補助事業に係る事業計画の承認を受けた者は、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付申請書（第１号様式）に関係書類を添えて、別

に定める期日までに市長に提出しなければならない。

第９　補助金の交付決定

市長は、第８に規定する申請があったときは、その内容を審査し、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により、当該申請者に通知する。

第１０　補助の条件

市長は、第９に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

第１１　申請の取下げ

１　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の内容又は第１０の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

第１２　補助金の交付請求等

１　補助事業者は、第９に規定する交付決定を受けたときは、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付請求書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

第１３　補助事業の計画変更等

１　補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画変更（廃止）承認申請書（第４号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画変更（廃止）承認書（第５号様式）により、当該申請

者に通知する。

３　第１０の規定は、前項に規定する承認をする場合について準用する。

第１４　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく町田市町内会・自治会集会施設整備事業事故報告書（第６号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。

第１５　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、第１３第２項に規定する廃止の承認を受けたとき、又は当該補助金に係る市の会計年度が終了したときは、速やかに町田市町内会・自治会集会施設整備事業実績報告書（第７号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第１６　是正措置

補助事業者は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないため是正すべきことを指示されたときは、当該是正の措置を講じなければならない。

第１７　補助金の交付額の確定等

１　市長は、第１５に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付額確定通知書（第８号様式）により、補助事業者に通知する。

２　補助事業者は、前項の規定による確定通知を受けた場合において、既にその額を超える補助金を交付されているときは、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金精算書（第９号様式）により精算しなければならない。

第１８　財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減

価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第１９　交付決定の取消し

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）　第１６に規定する是正措置を講じないとき。

（５）　第１８に規定する財産処分の制限に違反したとき。

第２０　補助金の返還

１　市長は、第１９の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金返還請求書（第１０号様式）により、返還を請求するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求書に記載のある期限内に、当該補助金を市長に返還しなければならない。

第２１　登録アドバイザー

補助事業を行う者は、登録アドバイザー（集会施設の整備に関し専門的見地から助言及び指導を行う者で、市長が登録したものをいう。）の支援を受けるよう努めなければならない。

第２２　帳簿等の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後５年間保存しておかなければならない。

第２３　調査等

市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は関係の帳簿書類その他の物件を調査することができる。

第２４　補則

この要綱に定めるもののほか、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、２００８年９月１日から施行する。

２　次に掲げる要綱及び基準は、廃止する。

（１）　町田市町内会・自治会集会所建設費補助金交付要綱（１９８３年４月１日実施）

（２）　町田市中規模集会施設整備補助要綱（１９９３年６月１日適用）

（３）　町田市中規模集会類似施設整備補助基準（１９９３年６月１日適用）

３　この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の町田市町内会・自治会集会所建設費補助金交付要綱に基づく集会所の建設又は町田市中規模集会施設整備補助要綱に基づく中規模集会施設の整備について、市長が承認しているものについては、なお従前の例による。

４　この要綱は、２０１７年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、２０１０年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、２０１１年４月１日から施行する。

２　２０１１年３月３１日以前に第６に規定する事業計画の承認を受けた補助事業に係る補助金の交付額については、改正後の第５の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、２０１４年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の改正規定は、２０１４年３月３１日から施行する。

町田市町内会・自治会集会施設整備事業取扱基準

目次

第１章　総則（第１－第８）

第２章　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事（第９－第１９）

第３章　維持管理計画書（第２０－第２２）

第４章　水洗化改造・緊急工事（第２３）

第５章　雑則（第２４－第２７）

附則

第１章　総則

第１　目的

この基準は、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱（2014 年 4 月 1 日施行。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき単一の町内会・自治会等又は複数の町内会・自治会等で構成する団体が行う集会施設の整備について必要な事項を定めることにより、集会施設整備事業の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第２　集会施設整備の実施主体

集会施設整備を行う主たる者は、補助金交付要綱第３に規定する者（以下「補助対象者」という。）とする。

第３　集会施設整備の対象事業

１　集会施設整備の対象となる事業は、補助金交付要綱第４第１項各号に規定する事業（以下「補助事業」という。）とする。

２　水洗化改造工事については、補助金交付要綱第４第２項及び第３項による規定を適用しないこととすることができる。

３　雨漏り又は危険防止など緊急を要する工事については、補助金交付要綱第４第３項による規定を適用しないこととすることができる。

第４　補助事業の要件

補助事業を実施するに当たり補助対象者は、次に掲げる要件を満たさなければなら

ない。

（１）設計者は、複数の者から集会施設としての機能、性能及び品質を保つために必要な能力を有する者を適切に選定すること。

（２）施工者は、複数の者から設計図書類に基づいて誠実に、かつ適切な価格で施工する者を選定すること。

（３）補助事業が補助金交付要綱第９に規定する交付決定に係る市の会計年度内に完了すること。

第５　登録アドバイザーの活用

１　補助事業を行う者は、補助金交付要綱第２１に規定する登録アドバイザーの支援を活用するよう努めるとともに、当該登録アドバイザーの助言及び指導に従うよう努めなければならない。

２　前項に規定する登録アドバイザーは、補助事業の円滑かつ適正な運用を図ることを目的とし、補助事業の計画策定から事業終了まで公平中立な立場で補助事業を行う者を支援する。

第６　集会施設整備の対象経費

集会施設整備の補助の対象となる経費は、補助金交付要綱第５各号に規定する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。なお、当該各経費の内容は、次に掲げるものとする。

（１）設計監理費　補助事業を具体化した設計図書類の作成、並びに当該設計図書類に基づいた建物が完成するよう現場を監理する費用

（２）建築工事費　次に掲げる費用

　ア　建築本体工事費　集会施設に必要な構造体、外装、内装、建具及びその他造付家具等で容易に移動できないものの工事費

　イ　附帯設備工事費　集会施設に必要な電気、空調及び衛生の各設備工事費

　ウ　外構工事費　集会施設の敷地内で集会施設に必要な建物周辺の整備工事費（造成工事費及び擁壁工事費は除く。）

　エ　解体撤去工事費　補助事業を実施するに当たり既存建築物及び工作物並びにそれに付随するものを解体撤去する工事費

（３）アドバイザー費　登録アドバイザー又は第５第２項の規定に準ずる者に要する費用

（４）地耐力調査費　集会施設を建てる地盤の建物支持耐力を調査する費用

（５）備 品 購 入 費　机、椅子及び消火器を購入する費用

（６）太陽光発電システム設置工事費　集会施設に導入する太陽光発電システムの購入費及び設置に係る工事費

（７）蓄電池システム設置工事費　集会施設に導入する蓄電池システムの購入費及び設置に係る工事費

（８）調査費及び作成費　集会施設の維持管理計画書を作成するための調査及び調査に基づく計画書を作成する費用

第７　補助金の交付額

集会施設整備の補助金の交付額は、補助金交付要綱第６に規定する額とする。この場合において、審査時に各経費が集会施設の機能、性能及び品質のために必要不可欠な経費であるか否か厳正に審査を実施し、適正な補助金の交付額を決定する。

第８　事業計画申請の提出期日

補助金交付要綱第７に規定する承認のための申請は、次に掲げる日を提出期日とする。

（１）補助対象経費の合計額が 300 万円以下の補助事業にあっては、各月の末日。

（２）補助対象経費の合計額が 300 万円を超える補助事業にあっては、補助金交付要綱第９に規定する交付決定に係る市の会計年度（補助事業実施予定年度）の前年６月末日。

第２章　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事

第９　事業計画の承認

１　集会施設整備の補助金の交付を受けようとする者は、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業計画申請書［（基準）第１号様式］」に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、補助金交付要綱第７に規定する承認を受けなければならない。なお、提出期日については、第８に規定する期日とする。

■ 添付書類
① 総会資料（申請時の直近で、かつ事業計画決定がなされた総会の配布書類）
② 総会議事録（上記①の総会で事業計画決定した内容が記載された書類）
③ 検討経過報告書（事業計画決定までの経緯が記載された書類）
④ 推進体制説明書（委員会の設立経緯、運営方法及び人員構成等、事業を推進

する体制が記載された書類）

⑤ 利用状況報告書（既存の集会施設がある場合は各部屋の利用数及び利用者数並びに利用内容等、集会施設がない場合は他施設の利用状況等が記載された過去２年間分の書類）

⑥ 利用計画書（今後の集会施設利用計画が記載された書類）

⑦ 案内図（集会施設の位置が記載された書類）

⑧ 敷地図（敷地の形状及び面積が記載された書類）

⑨ 土地の利用を証する書類（例：登記簿謄本、賃貸借契約書、承諾書等）

⑩ 建物の維持管理に関することを約した書類（例：建物借用契約書等）
〔集会施設の所有者が補助対象者以外の場合に限る。〕

⑪ 集会施設整備実施の同意書（整備後の財産に関することも約してある書類）
〔集会施設の所有者が補助対象者以外の場合に限る。〕

⑫ 近隣説明経過報告書（近隣者への説明、対応等経緯が記載された書類）

⑬ 整備計画書（構造規模、面積及び整備内容等、施設整備の概要が記載された書類）

⑭ 資金計画書（総事業収支予算、予算内訳、資金計画明細等が記載された書類）

⑮ その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請者立会いのもと現場を確認するとともに、次に掲げるものについて審査する。

（１）会員の総意状況【添付書類－①、②、③により審査】

事業計画の内容を会員に周知し、並びに十分な検討及び協議がなされて事業計画決定しているかについて審査する。

（２）事業を推進する体制状況【添付書類－④により審査】

整備事業を推進するために必要な体制及び仕組みについて審査する。

（３）事業の必要性【添付書類－⑤、⑥により審査】

事業の趣旨、目的、効果、活用計画及び将来性等について総合的に審査する。

（４）計画地の状況【添付書類－⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫により審査】

当該敷地及び建物について、集会施設としての適合性、周辺環境、権利関係及び永続性等並びに近隣者の合意状況について審査する。

（５）整備計画の内容【添付書類－⑬により審査】

集会施設の機能、性能及び品質が維持又は向上する計画内容であるかについて審査する。

（６）事業予算の内容【添付書類－⑭により審査】

資金計画及び事業収支の適正について審査する。

3　市長は、前項の規定による審査後、審査内容及び補助金交付要綱第９に規定する交付決定に係る市の予算の範囲を勘案し、承認の可否について「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業計画承認（不承認）書［（基準）第２号様式］」により、当該申請者に通知する。

第１０　設計内容の確認

1　第９第３項に規定する承認を受けた者は、基本設計図書類が完成したときは、速やかに「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業設計内容確認依頼書［（基準）第３号様式］」に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、設計内容の確認を受けなければならない。

■ 添付書類
① 設計者等選定経過報告書（設計者等選定方法、経緯、結果等が記載された書類）
② 設計者等との契約書の写し
③ 基本設計図書一式又はこれに類する書類
④ 設計者等の算出による工事費概算書
⑤ 収支計画書
⑥ その他市長が必要と認める書類
※　設計者等を選定しない場合は、上記添付書類の①、②、③、④に変えて、第１１第２項に規定する添付書類の①、②、③、⑤とすることができる。

2　市長は、前項に規定する依頼があったときは、次に掲げるものについて確認する。

（１）設計者等選定の妥当性【添付書類－①、②により確認】

設計者等を選定した方法、経緯及び結果並びに設計監理契約内容について確認する。

（２）事業計画との整合性【添付書類－③により確認】

設計内容が第９第３項の規定により承認した事業計画に基づいたものであるかについて確認する。

（３）周辺環境への配慮【添付書類－③により確認】

設計内容が周辺環境に十分な配慮をし、又街並み形成を害さないものであるかについて確認する。

（４）施設の機能と性能【添付書類－③により確認】

設計内容が集会施設としての機能、性能及び品質並びに補助対象者の要求内容

等を充分に備えているかについて確認する。

（５）概算工事費の妥当性【添付書類－④により確認】

基本設計図書類に基づいて算出された概算工事費が妥当なものであり、かつ事業計画に即したものであるかについて確認する。

（６）収支計画書の妥当性【添付書類－⑤により確認】

総事業費が設計監理契約、アドバイザー契約及び基本設計図書類等に基づいて算出されたものであり、かつ収支計画の妥当性について確認する。

3　市長は、前項の規定による確認後、確認内容について「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業設計内容確認書［(基準）第４号様式]」により、当該依頼者に通知する。

4　集会施設整備の実施を第５第１項に規定する登録アドバイザーと共に実施する場合は、前各項の規定は省略する。

第１１　補助金の交付申請

1　補助金交付要綱第８に規定する申請書の提出は、補助金交付要綱第９に規定する交付決定に係る市の会計年度内で、かつ実施設計図書類が完成し施工者の選定が終了した後、速やかにとする。

2　補助金交付要綱第８に規定する申請書に添える関係書類は、次に掲げる書類とする。

■ 添付書類

① 施工者選定経過報告書（施工者選定方法、経緯、結果等が記載された書類）

② 建設業許可証の写し

③ 実施設計図書一式又はこれに類する書類

※太陽光発電関連設備設置工事を実施する場合は、以下の書類を含む

・仕様書［(基準）第１２号様式]

・出力対比表〔太陽光発電システムを設置する場合に限る。〕

・パンフレット又は取扱説明書の写し〔蓄電池システムを設置する場合に限る。〕

④ 建築確認済証の写し〔建築確認が必要な場合に限る。〕

⑤ 工事見積書

⑥ 工程表

⑦ 収支計画書

⑧ その他市長が必要と認める書類

※　設計者等を選定しない場合で、上記添付書類①、②、③、⑤を第１０第１項に規定する設計内容確認依頼書に添付した場合で当該添付書類に変更がない場合は提出を省略することができる。

第１２　補助金の交付決定

１　補助金交付要綱第９に規定する審査は、次に掲げるものについて審査する。

（１）施工者選定の妥当性【添付書類－①、②により審査】

施工者を選定した方法､経緯及び結果並びに工事契約予定額について審査する。

（２）実施設計等の内容【添付書類－③により審査】

第１０に規定する設計内容の確認からの経過を確認し、実施設計としての妥当性について審査する。

（３）建築確認済証の有無【添付書類－④により審査】

建築確認申請が必要な場合、建築確認済証の有無について審査する。

（４）工事見積の妥当性【添付書類－⑤により審査】

工事見積額が実施設計図書類に基づいたものであるかについて審査する。

（５）補助対象経費の適否【添付書類－⑤により審査】

工事内訳の各経費が集会施設の機能、性能及び品質のために必要不可欠な経費で、かつ補助対象経費であるかについて審査する。

（６）工程計画の妥当性【添付書類－⑥により審査】

施工を進める上で妥当な工程計画がなされているかについて審査する。

（７）収支計画書の妥当性【添付書類－⑦により審査】

総事業費が工事契約予定額等に基づいて算出されたものであり、かつ収支計画の妥当性について審査する。

２　前項の規定による審査内容については、補助金交付要綱第９の規定により通知する。

第１３　補助事業の計画変更等

１　補助金交付要綱第１３第１項に規定する事業計画の変更とは、補助金交付要綱第９の規定により交付決定した額が変更になる場合とする。

２　補助金交付要綱第１３第１項に規定する申請書に添える関係書類は次に掲げる書類とする。

■ 添付書類
① 変更項目書（変更する事項が一覧で記載された書類）
② 変更設計図書一式又はこれに類する書類
③ 変更後工事見積書
④ 変更後工程表
⑤ 変更後収支計画書
⑥ その他市長が必要と認める書類

第１４　工事の中間確認

1　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、集会施設整備の実施に当たり構造体の施工がある場合で、構造体の工事が完了するときは、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事中間確認依頼書［（基準）第5号様式］」に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、工事の中間確認を受けなければならない。なお、提出期日については、中間確認実施予定日の10日前までとする。

■ 添付書類
① 変更項目報告書（変更した事項が記載された書類）
② その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項に規定する依頼があったときは、設計図書類、工事契約内容及び工程表に基づいて工事の進捗を補助事業者立会いのもと現場及び工程写真で確認する。

3　市長は、前項の規定による確認後、確認内容について「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事中間確認書［（基準）第6号様式］」により、当該補助事業者に通知する。

4　集会施設整備の実施を第5第1項に規定する登録アドバイザーと共に実施する場合は、前各項の規定は省略する。

第１５　工事の完了確認

1　補助事業者は、工事が完了するとき（建築確認申請上の検査が必要な場合にあっては、当該検査が終了するとき）は、速やかに「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事完了確認依頼書［（基準）第7号様式］」に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、工事の完了確認を受けなければならない。なお、提出期日については、完了確認実施予定日の10日前までとする。

■ 添付書類

① 変更項目報告書（変更した事項が記載された書類） ② 建築確認検査済証の写し〔建築確認が必要な場合に限る。〕 ③ その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項に規定する依頼があったときは、設計図書類、工事契約内容及び工程表に基づいて工事の完了を補助事業者立会いのもと現場及び工程写真で確認する。

3　市長は、前項の規定による確認後、確認内容について「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事完了確認書［（基準）第８号様式］」により、当該補助事業者に通知する。

4　集会施設整備の実施を第５第１項に規定する登録アドバイザーと共に実施する場合は、前各項の規定は省略する。

第１６　事業終了の確認

1　第１５に規定する工事完了の確認を受け、集会施設整備の実施が終了したときは、又は補助金交付要綱第９に規定する交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業終了届［（基準）第９号様式］」に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、集会施設整備事業終了の確認を受けなければならない。

■ 添付書類 ① 竣工図書〔太陽光発電関連設備を設置した場合は、配置図等を含む。〕 ② 支出調書 ③ 太陽光発電関連設備の設置写真〔太陽光発電関連設備を設置した場合に限る〕 太陽光発電システム：建物の外観、設置パネルの屋根写真、パワーコンディショナ、パワーコンディショナの型式、売電・買電メーター 蓄電池システム：建物の外観、蓄電池システム、蓄電池の型式 ④ 集会施設の管理運営及び使用に関する規定 ⑤ その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項に規定する届出があったときは、次に掲げるものについて確認する。

（１）事業終了の状況【添付書類－①、②、③により確認】

事業計画の内容と相違なく事業が完了したことについて確認する。

（２）施設管理運営の体制【添付書類－④により確認】

永続的に行われる施設の管理運営の体制及び仕組みについて確認する。

３　市長は、前項の規定による確認後、確認内容について「町田市町内会・自治会等集会施設整備事業終了確認書［(基準）第１０号様式]」により、当該補助事業者に通知する。

第１７　補助金の交付請求等

１　補助金交付要綱第１２第１項に規定する請求は、第１６に規定する事業終了の確認後に受け付けるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助対象経費の合計額が 300 万円を超える補助事業にあっては、補助金交付要綱第９に規定する決定通知を受けた後、当該補助金交付額の１０分の３の範囲内で市長に請求することができるものとする。

第１８　実績報告

補助金交付要綱第１５に規定する報告書に添える関係書類は次に掲げる書類とする。

■ 添付書類
① 収支決算書
② 支払ったことを証する書類の写し
③ 集会施設に係る保険の加入を証する書類の写し
④ 東京電力の承諾を受けた電力需給契約申込書の写し又は電力受給契約のご案内の写し〔太陽光発電システムを設置した場合に限る。〕
⑤ その他市長が必要と認める書類

第１９　補助金の交付額の確定

１　補助金交付要綱第１７第１項に規定する審査は、次に掲げるものについて審査する。

（１）補助金の使途【添付書類－①、②により審査】
　補助金の使途が正当なものであるかについて審査する。

（２）保険加入の状況【添付書類－③により審査】
　永続的に利用される施設に係る火災保険及び家財保険等の加入状況について審査する。

（３）太陽光発電関連設備の稼動状況【添付書類－④により審査】
　太陽光発電システムを設置した場合にあって適切な電力需給契約が結ばれているかについて審査する。

２　前項の規定による審査内容については、補助金交付要綱第１７第１項の規定によ

り通知する。

第３章　維持管理計画

第２０　維持管理計画書の作成

１　補助対象者が管理及び運営を行う集会施設は、施設の長寿命化を図るために補助金交付要綱第４第１項第８号に規定する維持管理計画書作成に努めなければならない。

２　前項に規定する維持管理計画書の作成は、第５第１項に規定する登録アドバイザーと共に実施しなければならない。

３　補助事業による維持管理計画書作成後、大規模な改修工事又は建替工事等により再度、維持管理計画書の作成が必要な場合にあっては、補助金交付要綱第４第４項による規定は適用しないこととすることができる。

第２１　維持管理計画書作成の補助金交付手続

１　第２０第１項に規定する維持管理計画書作成の補助金交付手続きは、次に掲げるものとし、関係書類を添えて市長へ提出しなければならない。

（１）補助金交付要綱第８に規定する補助金の交付申請

■　添付書類
①　総会又は役員会資料（申請時の直近で、かつ事業決定がなされた総会又は役員会の配布資料）
②　総会又は役員会議事録（上記①の総会又は役員会で事業決定した内容が記載された議事録）
③　維持管理計画書作成見積書
④　維持管理計画書作成工程表
⑤　収支計画書
⑥　その他市長が必要と認める書類

（２）補助金交付要綱第１２第１項に規定する補助金の交付請求

（３）補助金交付要綱第１５に規定する実績報告

■　添付書類
①　収支決算書
②　支払ったことを証する書類の写し

③ その他市長が必要と認める書類

２　前項第１号に規定する申請の提出期日は、各月の末日とする。

第２２　維持管理計画書の活用

第２０第１項の規定による維持管理計画書作成を実施した補助事業者は、当該維持管理計画書に基づいて施設保全管理及び資金管理に努めなければならない。

第４章　水洗化改造・緊急工事

第２３　水洗化改造・緊急工事の補助金交付手続

水洗化改造工事並びに雨漏り又は危険防止など緊急を要す工事で補助金の交付を受けようとする者の手続きは、次に掲げるものとし、関係書類を添えて市長へ提出しなければならない。

（１）第９第１項に規定する事業計画の承認申請

■ 添付書類

① 総会又は役員会資料（申請時の直近で、かつ事業決定がなされた総会又は役員会の配布資料）

② 総会又は役員会議事録（上記①の総会又は役員会で事業決定した内容が記載された議事録）

③ 整備計画書（工事内容等の整備概要が記載された書類）

④ 資金計画書（総事業収支予算、予算内訳、資金計画明細等が記載された書類）

⑤ その他市長が必要と認める書類

（２）補助金交付要綱第８に規定する補助金の交付申請

■ 添付書類

① 施工者選定経過報告書（施工者選定方法、経緯、結果等が記載された書類）

② 建設業許可証の写し

③ 設計図書一式又はこれに類する書類

④ 工事見積書

⑤ 工程表

⑥ 収支計画書

⑦ その他市長が必要と認める書類

（３）第１５第１項に規定する工事の完了確認依頼

（４）補助金交付要綱第１２第１項に規定する補助金の交付請求

（５）補助金交付要綱第１５に規定する実績報告

■ 添付書類 ① 収支決算書 ② 支払ったことを証する書類の写し ③ その他市長が必要と認める書類

第５章　雑則

第２４　利用状況等の報告

１　補助事業者は、集会施設の利用状況を年１回、「町田市町内会・自治会等集会施設利用状況報告書［（基準）第１１号様式］」により、市長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、集会施設の管理運営及び使用に関する規定等に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

３　太陽光発電システムを設置した補助事業者は、発電設備の稼動状況及び売電の状況を年１回、「発電設備稼働状況報告書［（基準）第１３号様式］」により、市長に報告しなければならない。

第２５　設計図書等の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る集会施設の設計図書類、設計の経過記録、施工の経過記録並び改修等の維持管理経過記録について当該集会施設が存在する限り保存しておかなければならない。

第２６　集会施設の目的外利用の禁止

１　集会施設は、選挙事務所及び後援会事務所として使用することはできない。

２　集会施設に管理人等を居住させてはならない。

第２７　委任

この基準に定めるもののほか、市民協働推進課の所管に係る集会施設整備事業に関し必要な事項は、市民部長が定めるものとする。

附則

この基準は、2008 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

町田市町内会・自治会集会施設整備事業
補助金交付要綱・取扱基準

【　各種様式　】

第１号様式

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

申請者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付申請書

　　　年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金を交付していただきたく、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第８の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　集会施設の名称

２　集会施設の所在地

３　補助事業の種類　　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事 ・ 維持管理計画書作成

４　補助金交付申請額　　　　　　　　円

５　添付書類

第２号様式

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　様

町田市長　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました補助金は、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第９の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので通知します。

記

１　交付決定
（１）集会施設の名称
（２）補助事業の種類　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事 ・ 維持管理計画書作成

（３）補助金交付決定額　　　　　　　　円
（４）補助の条件
ア　この事業は、　　　年　　月　　日までに完了すること。
イ
（５）申請の取下げ
申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができます。その場合は、速やかに申請を取り下げてください。

２　不交付決定
理由

第３号様式

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により交付決定のありました補助金について、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１２第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事・維持管理計画書作成

３　補助金交付請求額　　　　　　円

４　補助金交付決定額　　　　　　円

５　補助金受領済額　　　　　　円

６　補助金未交付額　　　　　　円

第４号様式

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画変更（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により補助金交付決定のありました補助事業については、事業計画を変更（廃止）したいので、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１３第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事　・　維持管理計画書作成

３　事業計画を変更（廃止）する理由

４　事業計画の変更内容

５　事業計画変更後の補助金額

変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付申請額	円
変更後の補助金の増減額	円

６　添付書類

第５号様式

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　様

町田市長　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業計画変更（廃止）承認書

年　　月　　日付けで事業計画の変更（廃止）承認申請のありました補助事業については、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１３第２項の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・　太陽光発電関連設備設置工事　・　維持管理計画書作成

３　承認の内容

４　承認後の補助金交付決定額　　　　　　　　　円

５　承認の条件
（１）この事業は、　　　年　　月　　日までに完了すること。
（２）

第６号様式

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業事故報告書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により交付決定のありました

補助事業については、予定の期間内に完了することができない／事業の遂行が困難になりましたので、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１４の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕 ・ 改修 ・ 太陽光発電関連設備設置工事 ・ 維持管理計画書作成

３　事故の内容

４　今後の遂行の見直し

５　添付書類

第７号様式

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業実績報告書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により交付決定のありました補助事業の実績について、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１５の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事・維持管理計画書作成

３　補助金受領済額　　　　　　　　　円

４　添付書類

第８号様式

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　様

町田市長　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付額確定通知書

町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１７第１項の規定により、下記のとおり補助金交付額が確定しましたので通知します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事・維持管理計画書作成

３　補助金交付確定額　　　　　　　円

第９号様式

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金精算書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により確定通知のありました補助金について、既にその額を超える補助金を交付されていましたので、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第１７第２項の規定により、下記のとおり精算します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事・維持管理計画書作成

３　補助金受領済額　　　　　　　　円

４　補助金交付確定額　　　　　　　円

５　差引精算額　　　　　　　　　　円

第１０号様式

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　様

町田市長　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金返還請求書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　により確定しました／により交付決定しました
補助金については、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第２０第１項の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事　・　維持管理計画書作成

３　補助金交付済額　　　　　　　　円

４　補助金返還請求額　　　　　　　円

５　補助金返還期限　　　　年　　月　　日

６　補助金返還理由

［（基準）第１号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　　　様

申請者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業計画申請書

　　　　年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業補助金に係る事業計画の承認をしていただきたく、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第９第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　集会施設の名称

２　集会施設の所在地

３　補助事業の種類　　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
　　　　　　　　　　　　太陽光発電関連設備設置工事

４　総事業予定額　　　　　　　　　　　円

５　添付書類

［（基準）第２号様式］

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　　　様

町田市長　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業計画承認（不承認）書

年　　月　　日付けで申請のありました事業計画は、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第９第３項の規定により、下記のとおり承認（不承認）しますので通知します。

記

１　承認

（１）集会施設の名称

（２）補助事業の種類　　　新築・増築・改築・模様替・修繕・改修・太陽光発電関連設備設置工事

（３）事業の要件
ア　この事業は、　　　年　　月　　日までに完了すること。
イ

２　不承認

理由

［(基準）第３号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

依頼者

名　　　称

代表者住所

代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業設計内容確認依頼書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により承認のありました事業について、町田市町内会･自治会等集会施設整備事業取扱基準第１０第１項の規定により、下記のとおり依頼します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕 ・ 改修　・
太陽光発電関連設備設置工事

３　総事業予定額　　　　　　　　円

４　添付書類

［（基準）第４号様式］

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　様

町田市長　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業設計内容確認書

　　　年　　月　　日付けで依頼のありました設計内容の確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１０第３項の規定により通知します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕 ・ 改修 ・
　　　　　　　　　　　　太陽光発電関連設備設置工事

３　確認の内容

［（基準）第５号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事中間確認依頼書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により交付決定のありました補助事業について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１４第１項の規定により、下記のとおり依頼します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事

３　確認実施希望日　　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

［（基準）第６号様式］

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　様

町田市長　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事中間確認書

年　　月　　日付けで依頼のありました工事の中間確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１４第３項の規定により通知します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕 ・ 改修 ・
太陽光発電関連設備設置工事

３　確認実施日　　　年　　月　　日

４　確認の内容

［（基準）第７号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事完了確認依頼書

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により交付決定のありました補助事業について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１５第１項の規定により、下記のとおり依頼します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事

３　確認実施希望日　　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

［（基準）第８号様式］

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　　様

町田市長　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業工事完了確認書

　　　　年　　月　　日付けで依頼のありました工事の完了確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１５第３項の規定により通知します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 模様替 ・ 修繕 ・ 改修 ・
太陽光発電関連設備設置工事

３　確認実施日　　　　　　年　　月　　日

４　確認の内容

［（基準）第９号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業終了届

年　　月　　日付け　　町　　第　　号　　により交付決定のありました補助事業について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１６第１項の規定により、下記のとおり届出します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事

３　総事業額　　　　　　　　　　円

４　添付書類

［（基準）第１０号様式］

町　　第　　号
年　　月　　日

名　称
代表者　　　　　　　　　様

町田市長　　　　　　　　印

年度町田市町内会・自治会等集会施設整備事業終了確認書

年　　月　　日付けで届出のありました整備事業の終了確認については、下記のとおり確認しましたので町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第１６第３項の規定により通知します。

記

１　集会施設の名称

２　補助事業の種類　　　新築　・　増築　・　改築　・　模様替　・　修繕　・　改修　・
太陽光発電関連設備設置工事

３　確認の内容

［（基準）第１１号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設利用状況報告書

年度の集会施設の利用状況について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第２４第１項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　集会施設名

２　添付書類
（１）　　　　年度集会施設利用状況票

［（基準）第１１号様式２］

年度集会施設利用状況票

集会施設名

部屋の種類 （広さ）	（　　　帖）		（　　　帖）		（　　　帖）		集会施設 利用者数
月	利用可能 区分数	利用数	利用可能 区分数	利用数	利用可能 区分数	利用数	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
１０							
１１							
１２							
1							
2							
3							
合　計							

○　「部屋の種類」欄は、ホール、会議室、和室など部屋の形態を記入し、「（　　帖）」欄には、部屋の広さの帖数を記入

○　「利用可能区分数」欄は、貸出する最小単位を１か月間で積み上げた数を記入
（例）：午前、午後、夜間の３区分で貸出している場合は、3 区分×30 日＝90
　　　　9:00～21:00 の間 1 時間単位で貸出している場合は、12 区分×30 日＝360

○　「利用数」欄は、利用可能区分数に対して実際に利用された数を１か月間で積み上げた数を記入

○　「集会施設利用者数」欄は、集会施設を１か月間、利用した人数を積み上げた数を記入

［（基準）第１２号様式］

太陽光発電システム仕様書

補助事業者	
代表者	
集会施設名	
集会施設所在地	

電力需給契約者名（予定）	
電力の使用場所	□　集会室　　□　事務室 □　その他（　　　　　　　）
設置方法	□　架台設置型　　□建材（屋根）一体型
設置場所	□　建物の屋根　　□その他（　　　　　）
太陽電池モジュールの製造者名（メーカー名）	
太陽電池モジュールの型式	①
	②
	③
	④
	⑤
太陽電池モジュールの認証	□　JET 認証　　□　海外認証機関（TUV 等）の認証
太陽電池モジュールの公称最大出力と枚数及び出力	①　　w　×　　枚　＝　　w
	②　　w　×　　枚　＝　　w
	③　　w　×　　枚　＝　　w
	④　　w　×　　枚　＝　　w
	⑤　　w　×　　枚　＝　　w
太陽電池モジュールの合計枚数と最大出力	枚　　w
パワーコンディショナの製造者名（メーカー名）	
パワーコンディショナの型式	①
	②
パワーコンディショナの定格出力	①　　ｋｗ　×　　台
	②　　ｋｗ　×　　台
太陽光発電システムに関する費用	円（消費税を含まない金額）

［（基準）第１３号様式］

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　　様

補助事業者
名　　　称
代表者住所
代表者氏名

年度町田市町内会・自治会等集会施設発電設備稼働状況報告書

年度の集会施設の利用状況について、町田市町内会・自治会等集会施設整備事業取扱基準第２４第３項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　集会施設名

２　添付書類
（１）　　　　年度集会施設発電設備稼働状況票

［（基準）第１３号様式２］

年度集会施設発電設備稼働状況票

集会施設名

	太陽光発電システムの 発生電力量／月	電力会社に 売った電力量／月 （余剰電力量）	電力会社から 買った電力量／月 （電気使用量）
４	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
５	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
６	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
７	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
８	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
９	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
１０	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
１１	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
１２	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
１	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
２	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
３	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ
合　計	ｋｍｈ	ｋｍｈ	ｋｍｈ

○　発生電力／月

太陽光発電システムによって発生した、１ヶ月分の発生電力量をモニターで確認し、記入してください。（モニターを設置していなく、発生電力量がわからない場合は、記入の必要はありません。

○　電力会社に売った電力量（余剰電力量）

東京電力から発行される「太陽光発電設備からの余剰購入電力量のお知らせ」に記載されている「購入電力量」を記入してください。

○　電力会社から買った電力量（電気使用量）

東京電力から発行される「電気ご使用量のお知らせ」に記載されている「ご使用量」を記入してください。

※一ヶ月分とする基準日が月をまたぐ場合は、それぞれの項目の集計期間が異なっていても構いませんが、毎月、最初の月に設定したものと同じ基準にして記録してください。

集会施設整備のためのガイドブック【要綱･様式集】

発　行　者　　町　田　市
〒194-8520
町田市森野２-2-2２
TEL　042-722-3111（代）
制 作 編 集　　町田市市民部市民協働推進課
〒194-8520
町田市森野 2-2-22　市庁舎 2F
TEL　042-724-4358・4362
編 集 協 力　　特定非営利活動法人　顧問建築家機構
〒194-0013
町田市原町田 4-9-16
TEL　042-723-6866
発　行　日　　2015 年５月
印　　　刷　　庁内印刷
刊行物番号　　15-8

この冊子は、500 部作成し、１部あたりの単価は 294 円です（職員人件費を含みます）。